

議案第7号

逗子市公共公益施設整備基金条例の一部改正等について

逗子市公共公益施設整備基金条例の一部を次のように改正し、逗子市生涯学習施設整備基金条例を次のように廃止する。

平成31年2月22日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市公共公益施設整備基金条例の一部を改正する等の条例

(逗子市公共公益施設整備基金条例の一部改正)

第1条 逗子市公共公益施設整備基金条例(昭和63年逗子市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「寄附金」を「資金」に改める。

(逗子市生涯学習施設整備基金条例の廃止)

第2条 逗子市生涯学習施設整備基金条例(平成元年逗子市条例第11号)は、廃止する。

附 則

この条例中第1条の規定は平成31年4月1日から、第2条の規定は平成31年3月31日から施行する。

(提案理由)

逗子市公共公益施設整備基金条例について、寄附金のみが積み立て財源であったものを、財源を確保するため、それ以外の資金の積み立ても可能とする必要があることから、改正の要あるため提案する。併せて、逗子市生涯学習施設整備基金条例については、基金の活用の見込みがないことから廃止する。